4. フランス

(1)食品廃棄物に関わる政策概要

食品廃棄物の削減に関連する官庁、公的機関

フランスでは、食品廃棄物削減に関する政策実行は、「エコロジー・持続開発・エネルギー省」(Ministere de l'Ecologie, du Development Durable et de l'Energie、略称MEDDE) ⁸ と「農業・農業食料・林業省」(Ministere de l'Agriculture, de l'Agroalimentaire et de la Foret、略称MAAF)とが中心となって分担して来た。

MEDDE は廃棄物全般を管轄しており、最近は廃棄物削減・発生抑制・価値化に関する計画やプログラムを策定するなど、目立った動きを見せている。MEDDE が管轄する諮問委員会に「国の廃棄物委員会」(Conseil national des dechets、略称 CND)があり、「廃棄物抑制」ワーキンググループが「循環型経済」に関する政策検討や提言に関与している。また、MEDDE ホームページの URL は「www.developpement-durable.gouv.fr」(フランス政府・持続可能な発展)となっている。

MAAF は、フランス最大の産業セクターである農業食料産業を管轄している。政策執行部門の一つで、フランス国内の食品政策や動物起源の食品安全を管轄する「食品総局」(Direction generale de l'alimentation、略称 DGAL)が、2013 年 6 月に任意協定「食品廃棄物削減に関する協定」(後述)を策定し、注目を集めた。MAAF のホームページ「alim'agri」では、フランスの食品廃棄物や食品の保存期間などに関する情報提供、及び「Anti gaspi」(反・(食品)廃棄物)のキャンペーン資材(画像、ビデオ等)の提供を行っている。

環境エネルギー管理庁 (Agence de l'Environnement et de la Maitrise de l'Energie、略称 ADEME) は、MEDDE と国民教育・高等教育・研究省 (Minietere de l'Education national, de l'Enseignement superieur et de la Recherche、略称 MEES)との共同設立機関である。「廃棄物マネジメント」を始めとする環境・エネルギー・持続可能な発展に関する公共政策の実行を担っている。地方自治体での施行支援 (ツール提供等)、戦略策定などを行っている。

なお、2015 年 4 月に公表された報告書「食品廃棄物削減: 公共政策への提案」 (LUTTE CONTRE LE GASPILLAGE ALIMENTAIRE: PROPOSITIONS POUR UNE POLITIQUE PUBLIQUE)で、議員の Guillaume Garot 氏は、フランスにも英国 WRAP のような統一的な管轄組織を設置することを提案している。

食品廃棄物に関する統計は、「フランス国立統計経済研究所」(L'Institut national de la statistique et des etudes economiques、略称 INSEE)が管轄している。EU の Eurostat へのデータ報告も、INSEE が担当している。

⁸ MEDDE は、2016 年 3 月現在、省庁名が「環境・エネルギー・海洋省」(Ministere de I '

Environnement, de l'Energie et de la Mer、略称 MEEM)に改称されている。本報告書作成時に参照した情報はほとんどが MEDDE 名義となっていたため、主として MEDDE の名称を用いることとする。

食品廃棄物の削減に関連する法律

フランスの食品廃棄物削減に関する法律は、EU 法(特に、「Treaty on the Functioning of the European Union」と、それに関連する EU の指針(Directives))に準拠している。基本的な食品廃棄物削減に関する法規制は、以下の通りである。(なお、国家戦略や施策が中心となっている法律については、次章以降で述べることとする。)

1)廃棄物マネジメントの枠組み: 「グルネル法第 法」(Grenelle II、ENE no. 2010-288) EU の「Waste Framework Directive」(2008/98/EC)を、フランス国内の廃棄物マネジメントの枠組みとして規定した国内法が、「グルネル法」である。2009 年に「グルネル法第法」(Grenelle I、Grenelle de l'environnement no. 2009-967)が採択されたが、現在の取組みの指針となっているのは、2010 年に採択された「グルネル法第 法」(Grenelle II、Engagement national pour l'environnement (ENE) no. 2010-288)である。数値目標や、対象となるセクター、具体的な取組み内容等を規定しており、実効性のある食品廃棄物マネジメントの指針となっている(2016 年 1 月 1 日施行)。

「グルネル法第 法」の主たる内容は、

- 有機廃棄物の大量生産者に対する「分別」義務付け(対象: 食品小売業、外食産業、農業食品産業(製造業)、公園など)
- 廃棄物保管施設・焼却施設の容量制限: 各々、非有害廃棄物発生量の 60% まで
- リサイクル・価値化 (valorisation)の推進・強化 (数値目標を設定):
 - ▶ 価値化 (valorisation)なしで処理する廃棄物を 15%削減
 - ➤ OMA⁹を 7%削減
 - ▶ 資源·有機(廃棄)物の価値化を35%(2012年) 45%(2015年)に高める
- ▶ 家庭におけるパッケージ廃棄物のリサイクル率を、2012年に75%にするなどとなっている。

「分別」義務付けについては、2012 年~2016 年間に規制対象を徐々に広げて段階的に実施を進めることとなっている。2012 年の規制対象は「年 120トン超(1 日 4,170 食相当)」の有機廃棄物を排出するレストラン(オーナー)であったが、2013 年は年「80トン超」、2014 年は「年 40トン超」、2015 年は「年 20トン超」と徐々に小規模業者にも規制対象を拡大し、2016 年 1 月からは「年 10トン超(1 日 350 食相当)」となっている。廃棄物の発生元で分別を行い、「嫌気性消化」(Anaerobic Digestion、略称 AD)による有機的処理を推進することが目的である。

また、フランスの廃棄物マネジメントは地方分権化されているが、「グルネル法」で具体的な目標や施策が規定されていることにより、地域・地方自治体がそれらを実行すること

⁹ OMA: Ordures menageres et assimilees。「家庭廃棄物」のみで、自治体回収の「産業廃棄物」 は含まない。

によって、地方レベルでの廃棄物削減・発生抑制が確実に進捗することにもつながっている。

2)廃棄物規制:「環境法」(Code de l'Environnement)

フランスの廃棄物規制は、「環境法」(Code de l'Environnement)により、基本的な枠組みが規定されている。2000 年に初めて制定され(LOI no.2000-914)、その後数次にわたり改定されて来た。

食品廃棄物規制も、この法律の枠組みの中で実施されている。2016 年に公布された「食品廃棄物削減に関する法案(1)」(LOI no. 2016-138、後述)も、「環境法」の追加条項である。

3) 埋め立て規制: EU Directives と TGAP (General tax on polluting activities)

フランスの廃棄物の埋め立て規制は、EU の「Landfill Directive 1999/31/EC」に準じて実施されて来た。この規制では、生物分解可能な一般廃棄物 (biodegradable municipal waste、BMW) の総量 (発生量) のうち、フランスで埋め立て可能な割合が制限されている。1995 年~2006 年までは BMW 発生量の最大 75%まで、2007 年~2009 年は 50%まで、2010 年~2016 年は 35%までとなっている。

これまでの達成状況は、2006 年時点で既に 2009 年基準(最大 50%)を下回っているが、2016 年基準(最大 35%)は 2010 年時点でまだ下回っていない。2016 年までに達成可能かどうかは、どのような抑制率で推移するかによる(未達もあり得る)と予測されている。

食品廃棄物に関する直接的な規定はないものの、食品廃棄物の発生抑制と最適化に強い実効性を持つ税制として、「汚染活動に対する一般税」(TGAP)がある(法律名称「LOI no. 98-1266 du 30 decembre 1998 de finances pour 1999」)。ここでは、「汚染者支払の原則」(polluter pays principle)が採用されており、企業が食品の利用量を最適化して、食品廃棄物を焼却・埋め立てに回す量が少ないほどインセンティブが得られる仕組みになっている。

埋め立てに関する課税は、「埋め立て場の稼働に対する課税」と、「埋め立て場で受け 取る廃棄物の量と埋め立て場の環境影響度に応じた課税」の2要素から決められる。

4)税制優遇: 「一般税法 238 条」(Article 238 bis of the General Tax Code)

寄付時の税金控除については、「一般税法」(Article 238 bis of the Code General des Impots)にて規定されている。控除の要件を満たす者は、寄付商品価格、及び輸送保管費(帳簿価格)の 60%の税金控除を受けることができる(限度額は売上高の 1000分の5以下で、売上税の対象企業によって製造されている必要がある)。この規定により、企業には「余剰食品を焼却・埋め立てに回すよりも、寄付した方がよい」というインセンティブが働く仕組みになっている。

5)日付表示: フランス「食品表示法」(Code de la consommation)

日付等の食品表示は、「食品表示法」(Code de la consommation)に規定されている (最新改定は 2015 年)。フランスの食品表示法は、トレーサビリティを義務付けるなど、EU 加盟国の中で最も厳しい規定となっている。ラベル表示は、欧州委員会 (EC)の「Directive 2000/13/EC」に準じている。

6)調理済み食品寄付時の安全衛生基準:「LOI no. 2010-788 du 12 juillet 2010」

レストランからの調理済み食品を寄付する場合は、2010年に規定された「グルネル法第 法」に準ずる法令(no. 2010-788)によって、保管温度や衛生基準が定められている。

(2)食品廃棄物の削減に関する計画

「食品廃棄物削減に関する協定」(Pacte National de Lutte Contre le Gaspillage Alimentaire)

1)計画の概要

現在のフランスにおける食品廃棄物削減の国家目標は、2013 年 6 月に「農業・農業食料・林業省」(MAAF)により策定された「食品廃棄物削減に関する協定」(Pacte National de Lutte Contre le Gaspillage Alimentaire)に提示されている。「2025 年までに、サプライチェーン上の食品廃棄物(可食部分)を 50%削減する」(2013 年比)という内容である。

食品廃棄物削減に取り組む目的として、「過剰消費社会からの脱却」「資源の効率的活用と廃棄物発生量削減による環境保護」、及び「購買力の回復」(無駄にお金を捨てることを減らす)という3点を掲げている。

任意協定の形で、食品廃棄物削減に関して「国が実施する促進策」を提示するとともに、協定に署名した各セクターの団体・企業等が、「セクター別に取組みが推奨される内容」の実行を進め、消費者も含めたサプライチェーン上の食品廃棄物削減を図る、というものである。食品廃棄物削減は、国際的な取組みとも親和性を持たせることが重要であるため、策定にあたって国連機関(FAO、UNEP)のサポートを受けたという。

a. 内容: 国の推進する方策

国が推進する方策として、図表 21 のような 11 項目が提示され、2013 年以降順次実施されている。

図表21 フランス:「食品廃棄物削減に関する協定」における国の推進方策

No.	内容	具体例
1	「食品廃棄物削減」に関する	りんご型の「反・(食品)廃棄物」(anti gaspi)マークな
	ロゴマーク作成	どでアピールする
2	「食品廃棄物削減のための	2013年より、毎年10月頃に実施
	国民デー」の実施	
3	農業高校・ホテル経営者学校の	2014年より、「食品廃棄物削減」や「食品の価値」をテ
	カリキュラムへの導入	ーマとする授業の導入を推奨
4	ケータリング業界団体における「食	ガイドラインの策定: 分量決定の基準、調理プロセス
	品廃棄物削減」関連方策の策定	など
5	法規制における「食品寄付」	法規制における寄付食品提供者の責任範囲等を明
	優先規定、及び寄付に対する	確にし、寄付を促進
	責任の周知	寄付促進観点からの、衛生・安全ガイドライン運用
6	「廃棄物発生抑制のための国家	廃棄物発生抑制の重要軸の一つとして、食品廃棄物
	プログラム」における食品廃棄物	(可食部分)の削減に取り組む
	削減の推進	本協定への署名団体・企業は、各地域の廃棄物発生
		抑制、気候変動、健康教育等に関する取組みと連動
		させて、「食品廃棄物削減」の取組みを進める
7	企業のCSR活動の一環として	企業が自社のCSR活動で、食品廃棄物削減と密接に
	「食品廃棄物削減」を推進	関連している「発生抑制」に取り組む
		企業における食品廃棄物「計測指標」の設定と、それ
		に基づく削減活動の実施
8	「賞味期限」表示(DLUO)の	2014年12月より、「賞味期限」の代わりに「可能であれ
	再検討	ばそれ以前の消費が望ましい」日付表示も許可
9	「食品廃棄物削減」に関する	2013年以降、ラジオやスーパーマーケット(任意の協
	消費者啓発キャンペーンの	賛企業)、インターネット、SNS等を通じて、日付の意
	実施	味や購入サイズ等に関する情報を消費者に提供
10	「食品廃棄物削減」に関する	専用サイト「www.gaspillagealimentaire.fr」で、「食品
	専用サイト開設	廃棄物削減」に関する情報を集約して提供
		注: 現在は、MAAFのHP「ali'agri」内の「Anti gaspi」ペー
		ジに集約されている模様
11	デジタル・プラットフォームを	2013年7月より、「電子タグ」(EQO Dons)とモバイルア
	活用した、一般市民からの	プリを用いて、一般市民からの非食品の寄付促進実
	寄付促進策の実証実験	証実験を実施。その後、食品でも同様の取組みが可
		能かどうかを検討

出所: MAAF Pacte National de Lutte Contre le Gaspillage Alimentaire」Dossier de Presse (2013年)をもとに作成

b. 参加セクターと署名団体·企業

協定には、食品サプライチェーンの幅広いステークホルダーが署名し、参加している。 具体的には、農業生産者、市場(マルシェ)経営者、農産食品(agroalimentaire)製造業等、量販店(小売業、流通業)、外食産業(ケータリング、レストラン)、地方自治体、慈善組織(寄付、ミール提供等)、消費者団体などとなっている。本協定の始動直後に署名した主な団体・企業等(2013 年 7 月時点)は、図表 22 の通り。

製造業業界団体 ANIA、小売業・流通業業界団体 FCD、外食産業業界団体 SNRTC、フードバンク連合、赤十字、ミール提供慈善組織、消費者団体 CLCV、環境保護団体 France Nature Environnement、農業生産者団体 FNSEA、フランス生協など、国内主要セクターの代表的な団体・組織が始動直後から参加している。

個別企業では、Carrefour France、Auchan、Monoprix、キャッシュアンドキャリーの Metro など、食品小売業者が多く参加している点が特徴的である。

図表22 フランス: 「協定」始動当初の署名企業(2013年7月時点)

No.	セクター	推奨項目の内容
1	農業生産者	農業生産者連合組合(Federation national des syndicats
		d'exploitants agricoles、FNSEA)、フランス生協(Coop de France)
2	大規模市場	大規模市場 (マルシェ)経営者団体 (Marches de Gros de France)
	(マルシェ)経営者	
3	農産食品	全国食品製造業連合(Association nationale des industries
	製造業等	alimentaires、ANIA)、Pomona(業務用食品卸売業)
4	量販店	小売業·流通業連合(Federation des entreprises du commerce et
	(小売業、流通業)	de la distribution、FCD)、Auchan、Carrefour France、Casino、
		E.Leclerc、Metro、Monoprix、Simply Market、System U等
5	外食産業	外食産業組合(Syndicat national de la Restauration thematique et
	(ケータリング、	commerciale、SNRTC)、ケータリング業界組合(Syndicat national de
	レストラン)	la Restauration collective、SNRC)、ホテル業界組合(Union des
		metiers et de l'industrie hoteliere、UMIH)、ケータリング経営者連
		合 (Association national des directeurs de la restauration
		colletcive、AGORES)、ケータリング業界連合 (Association de la
		Restauration collective en gestion directe、CCC France)等
6	地方自治体	バス-/ルマンディー地域(Region Basse-Normandie)、イル-ド-フラン
		ス地域(Region Ile-de-France)、パリ市(Ville de Paris)
7	食品関連	フードバンク連合(Banques Alimentaires)、赤十字、心のレストラン
	慈善組織	(Restaurants du Coeur)、ミール提供ネットワーク(A.N.D.E.S le
		reseau des epiceries solidaires)、農業生産物に関する慈善生産者
		団体(<u>SOL</u> idarite des producteurs <u>A</u> gricoles et des filieres

		ALimentaires, SOLAAL)
8	消費者団体	消費·住宅·環境協会(Association Consommation Logement Cadre
		de vie、CLCV)
9	ネットワーク企業	EQO SPHERE(電子タグ、ネットワーク関連)
10	環境保護団体	フランス自然環境連合(France Nature Environnement)

出所: MAAF Pacte National de Lutte Contre le Gaspillage Alimentaire」Dossier de Presse (2013年)をもとに作成

c. 各セクターに対する取組み推奨項目

本協定に署名した各セクターの団体・企業等に対しては、協定中に取組みを進めることが望ましい項目が提案されている(図表 23)。各項目への取組みを義務付けるものではないが、実務レベルでの実行が進むよう、具体的な内容が記載されている。

図表23 フランス: 「協定」の対象セクターへの取組み推奨項目

No.	セクター	推奨項目の内容
1	農業生産者	• サプライチェーン全セクターで「青果」の食品廃棄物削減を進めるため
		の研修受講(保管・販売に関して)
		• 慈善組織に対する未出荷農産物の提供
		• 耕地での放置作物有効活用のために、慈善・食品活用組織等と協定
		締結
2	大規模市場	• 食品寄付慈善組織との、農産物提供に関する任意協定の締結
	(マルシェ)	• 慈善組織に対する未出荷農産物の提供(可能であれば精肉類も)
	経営者	
3	農産食品	• 消費者の需要に応じた生産体制の構築、及び、それと並行させたパッ
	製造業等	ケージ廃棄物削減
		• 食品廃棄物削減に関する方針策定。長期戦略にも盛り込む
		• 個別企業からの食品寄付促進のために、寄付先の慈善組織、及び必
		要な条件等を明確化する(必要に応じて協定を締結)
		• 商品(食品)を最大限活用するためのヒント集作成と消費者への周知
		• 「食品廃棄物削減」に関する消費者の行動喚起のための教育・啓発ツ
		ール開発
4	量販店	・ 慈善組織と、食品寄付に関する任意協定を締結
	(小売業、	• 「食品廃棄物削減」のための業務プロセス改善
	流通業)	• 利用顧客(消費者)に対する食品活用の情報提供: 見かけのよくな
		い青果の購入促進等
		- 未販売青果加工品(ジュース・スープ等)の販売所・コーナー設置
		ばら売りの実施

		•	社員、及び利用顧客(消費者)に対する定期的な意識啓発
5	外食産業	•	顧客、原材料サプライヤーなどとの協働による意識啓発
	(ケータリング、	•	「食品廃棄物」の発生抑制、及び削減の方策構築・改善(情報共有、
	レストラン)		及び定めた方策の普及など)
		•	「ドギーバッグ」利用促進のためのガイドライン作成
6	地方自治体	•	住民・消費者に対する定期的な啓発活動の実施
		•	地域の外食産業に関する行動計画策定 (地域での食品廃棄物削減
			に影響が大きく、協定を地方レベルで浸透させるのに重要なセクターであるため)

出所: MAAF「Pacte National de Lutte Contre le Gaspillage Alimentaire」Dossier de Presse (2013年)をもとに作成

2)計画作成の経緯・背景

2012 年 11 月に、MEDDE が管轄する廃棄物委員会(CND)の「廃棄物抑制」ワーキンググループが、それまでの検討結果を踏まえた報告書「食品廃棄物の削減: 現状と方策(最終報告書)」(Reduction du Gaspillage Alimentaire: Etat des lieux et pistes d'action, Rapport final)を公表した。そこでは、食品廃棄物削減の推進には「具体的な方策」を実施することが重要との提案がなされていた。この提言を受けて、本協定が策定されることとなった。

また別の側面では、フランスでは慈善組織からミール提供を受ける人が年 400 万人以上に上る。食品廃棄は「お金を捨てる」ことであり、飢えた人々が国内に多くいる状況では社会的な不正義でもある。フランスは、英国などに比べれば食品廃棄物の発生量が少ないという統計もあるものの、「1974 年以来、失われた食品(食品廃棄物)が 2 倍に増えた」という実態もあるという。

食品廃棄物削減は、「食べる量を減らす」ことで国民の健康を害するものではなく、「よりよく消費し、よりよく食べる」ための取組みであると位置づけられ、「2025年までに(可食部分を)50%削減」という目標が設定されることとなった。

3) 当該国における食品廃棄物の定義

本協定で対象となる「食品廃棄物」の定義は、「人が消費するために作られたが、失われたり、捨てられたり、損なわれたりしたサプライチェーン上の全ての食品」であり、「皮、(食べられない)葉、穀物のもみ殻、ヘタ、芯などの『不可食部分』は含まない」とされている。つまり、この国家目標の対象とされる「食品廃棄物」の範囲は「可食部分」であり、「不可食部分」は含まれないと解釈される。

(本協定の説明文書に定義は記載されていないが、前述の CND 報告書にこの定義が明記されている。また、ADEME と ADEME の地方部局 DRAFF Languedoc-Roussillon による報告書「Languedoc-Roussillon 地区における食品廃棄物の発生抑制に関する方策の現状」(Etat des lieux des actions de prevention du gaspillage alimentaire en Languedoc-Roussillon、2014年)でも、CND によるこの定義が「食品廃

棄物」の定義として引用され、フランスの国家目標「2025年までに 50%削減」との関連が述べられている。したがって、この定義が本協定にも適用されるものと解釈した。また、欧州委員会(EC)のサステナビリティ担当者にも、フランスの国家目標が「可食部分」を対象としたものであることを確認済みである。)

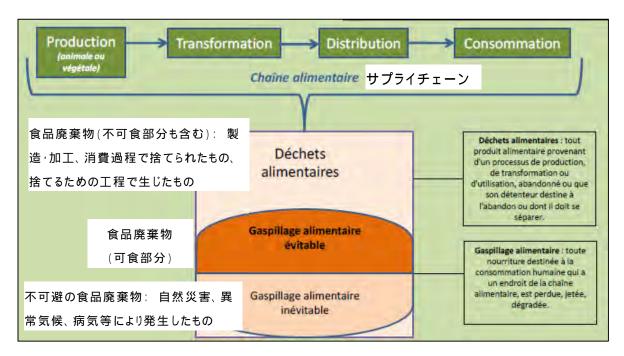
本協定のための「食品廃棄物の定義・評価」ワーキンググループによる報告書(2013年5月)では、フランスにおける「食品廃棄物」の定義が図示されている(図表 24)。これによると、「食品廃棄物」の「可食部分」(Gaspillage alimentaire: evitable)と、「自然災害、異常気候、病気など、人の意思や努力に関係ない要因によって発生した不可避の食品廃棄物」(Gaspillage alimentaire: inevitable)とは区別されている。また、「不可食部分」には「Dechets alimentaires」という用語が用いられている。

フランス以外の多くの国、及び EU では、「可食部分」が「edible」、「不可食部分」が「inedible」と表記されることが多い。フランス語の「inevitable」は、通常「inedible」という用語で表現される内容とは意味が異なっており、注意が必要である。

なお、ADEME が 2014 年 10 月に公表した報告書「家庭における食品廃棄物の影響推計のための調査」(Operation Foyers Temoins pour Estimer les Impacts du Gaspillage Alimentaire des Menages: Rapport National、no. 1306C0155)のように、「可食部分」を「Gaspillage alimentaire」と称し、それ以外の部分を「潜在的可食部分」(Potentiellement evitable)、「不可食部分」(Non evitable)と称している文書もある。その他、フランスの「食品廃棄物」に関する過去の報告書・論文・文書等では、用語の用法がまちまちで必ずしも一貫していないことに注意する必要がある。「Gaspillage alimentaire」が、可食部分・不可食部分全体を含む「食品廃棄物」の一般的な呼称として用いられることもある。特に、報道情報でその傾向が強い。

ADME のブルゴーニュ支局が 2012 年に公表した研究報告書「食品廃棄物削減のための潜在的方策の研究」(Etude des leviers d'actions potentiels pour reduire le gaspillage alimentaire)によると、「食品廃棄物」には法規制、財政的な制約、文化的背景に影響を受けた行動、宗教、教育、家庭、環境など様々な要因が関わり、どの側面から取り上げるかによって、「損失」(perte)、「(お金や資源の)無駄」(gaspillage)、「ごみ、廃棄物」(dechets)といった用語のなかから表現が選ばれて来たという。そのため、混乱が生じていると指摘されている。今後、フランスでは「協定」に用いられた用語に統一されていく可能性があるが、各資料で用語の指す範囲や定義には注意する必要がある。

図表24 フランスにおける「食品廃棄物」の定義



出所: Groupe de travail «Definition et evaluation du gaspillage alimentaire» 「LUTTE CONTRE LE GASPILLAGE ALIMENTAIRE / PACTE NATIONAL: Rapport et preconisations」 (mai 2013)p15 の図に加筆

4)食品廃棄物削減として認められる手法の定義

任意協定のため、手法に関する法的な規定はない。本協定に基づく法律面の規定は、2016 年公布の「食品廃棄物削減に関する法律(1)」(no. 2016-138、後述)で定められた。

なお、本協定で各セクターの署名(参加)団体に対して実施が勧められている取組みは、先に述べた図表 23 のようにセクターによって異なっている。

5)食品廃棄物削減の目標

「<u>2025 年までに、サプライチェーン上の食品廃棄物(可食部分)を 50%削減する</u>」 (2013 年比)という数値目標が提示されている。

任意協定のため、目標達成できなかった場合の扱いについては記されていないが、本協定に基づく「食品廃棄物削減に関する法律(1)」(no. 2016-138、後述)では、期限や罰則等が規定されている。

6)食品廃棄物の発生量や削減量の把握方法

フランスにおける食品廃棄物削減状況の評価、及び、本協定の進捗状況は、国が作成した統計計測ツールを用いて 2016 年以降に計測を行い、把握されることとなっている。 これによってフランスで初めて、食品廃棄物の発生量等が統一的、サプライチェーン横 断的に計測されることになるという。

(本格実施前に、2015 年秋から内務省(Ministere d'Interieur)の市民安全・危機管理局(l'echelon national: la direction generale de la Securite civile et de la gestion des crises)と、協定に署名した主要セクターの団体・企業等による「試行プロジェクト」が実施され、計測ツールや報告内容の検討が行われた。)

本協定の署名企業は、取組み開始時点から 2025 年までの間、協定にしたがって取組みのベースラインを設定し、指定された指標を用いて成果を計測・評価する。当面は、年1回報告することとなっている。

フランス政府は、「試行プロジェクト」に参加した主要団体・企業等が、MAAF、及び環境関連省庁(MEDDE 等)、統計局の支援の下、上述のような実態把握・評価を確実に進めることを期待している。また、発生抑制に関しては ADEME とも連携を図って取組みを進めることを提案している。本協定への署名が「到達点」ではなく、食品廃棄物削減に対する新しい取組み段階の始まりであること、また、取引先やステークホルダーとの「協働」を積極的に推進することが望ましい、ということも協定内に記載されている。

7) 当該計画に対する食品関連事業者やその団体、消費者の評価(反応)

本協定の数値目標「2025年までに 50%削減」は、可食部分のみを対象としているものの、国際的にも野心的な目標設定だとの見方がある。フランス国内では、協定に署名した団体・企業等は順次取組みを進めている。

例えば、フランスのスーパーマーケット最大手 Carrefour は、「協定」策定直後の 2013 年 6 月に署名した。(「その後の 1 年間に様々な方策を実行した」と、同社の食品廃棄物削減のための専用ホームページ「tous coso malins」(賢明に全てを消費)で報告されている。)

ただし、署名や取り組みが進まないセクターに対しては、場合によっては大臣が経営者に本協定への署名・参画を促すなど、食品廃棄物削減の取組みを後退させないために政治的な圧力がかけられた形跡もある(後述)。

外食産業に対して推奨されている「ドギーバッグ利用に関するガイドラインを作成し、利用を促進することが望ましい」という項目については、「ドギーバッグ」での持ち帰りがフランスの伝統的な食事マナーに反することや、「ドギーバッグ」という米語の呼称が好まれないこと、注文ごとに調理するレストランが多く作り置きは少ないため元々無駄が少ない、といった事情で、当初は利用促進に意味があるかどうか疑問視されていた。しかし、利用者・レストラン双方にアンケート調査を実施した結果、これまでの利用経験者は少ないが今後は利用してもよいと考える人が多いこと、レストラン全般では不安や懸念の声が上がったものの、試行導入を行ったレストランでは肯定的な評価が多いことなどが明らかになった。国も、2014年の「食品廃棄物削減のための国民デー」でドギーバッグの仏語呼称「グルメバッグ」を決めるなど、支援策を講じている。

ただし、「老人や虚弱な人、妊婦や子供は安全衛生上のリスクがある」と警告する医師もおり、「健康な人が保管上の原則を守るという前提で、ドギーバッグを利用すべき」だと

述べている。

「廃棄物発生抑制のための国家プログラム 2014-2020(第 3 次)」(Programme national de prevention des rechets 2014-2020)

1)計画の概要

2014 年 6 月、エコロジー・持続開発・エネルギー省(MEDDE)は、「廃棄物発生抑制のための国家プログラム 2014-2020」(第 3 次)を策定した。これは、「循環型経済」への転換を目指すための計画であり、廃棄物削減の「ヒエラルキー」最上階層の「発生抑制」に焦点を当てた計画である。

廃棄物全体に関する発生抑制計画であり、「食品廃棄物」以外も対象となっているが、 取組みの「13の軸」の一つに「食品廃棄物」があり、6つの具体的な方策が提示されている(後述)。2013年に策定された「協定」と歩調を合わせて、発生抑制も含めて、フランスの食品廃棄物削減の具体的な取組みを進めるための計画となっている。

2)計画作成の経緯・背景

EU の「Waste Framework Directive」(2008/98/EC)では、2013 年末までに加盟国に対して「廃棄物発生抑制」に関する国家計画の策定が義務付けられており、それにしたがって策定された計画である。

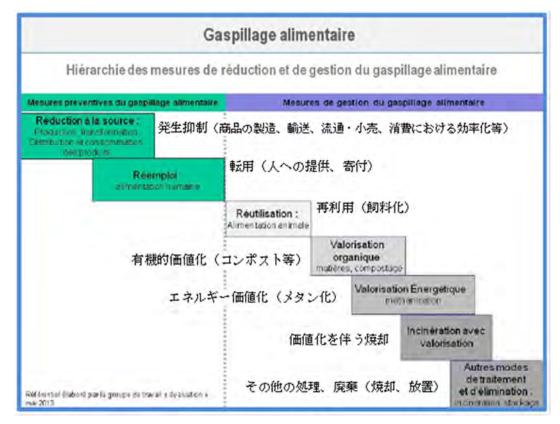
2013 年 9 月に、環境会議においてフランス政府は「持続可能な開発」を国の政策全般に盛り込む方針を決定した。ここで初めて、フランス政府が「循環型経済」を取り上げ、最重要課題に位置付けた。同年に、それまでのフランスの廃棄物削減施策のアセスメントを行い、その提案書で指摘された事項(今後取り組むべき点)に基づいて本計画が策定された。

3) 当該国における食品廃棄物の定義

食品廃棄物以外も含む廃棄物全般に関する計画のためか、本計画中で「食品廃棄物」は特に定義されていない。

ただし、前述の「食品廃棄物の定義・評価」ワーキンググループによる報告書(2013 年 5 月)では、食品廃棄物の「発生抑制」は、「商品の生産・製造、加工、流通、消費段階でそもそも廃棄物を発生させないこと」(発生源を断つこと)、及び「人への提供(寄付)」とされている。

図表25 フランスにおける「食品廃棄物」の定義



出所: Groupe de travail «Definition et evaluation du gaspillage alimentaire» 「LUTTE CONTRE LE GASPILLAGE ALIMENTAIRE / PACTE NATIONAL: Rapport et preconisations」 (mai 2013)p13

4)食品廃棄物削減として認められる手法の定義

取組の「13 の軸」の一つ「食品廃棄物」において、発生抑制のために下記のような 6 つの方策が提示され、各々を管轄する省庁・団体も指定されている。

- i. 外食産業での食品廃棄物削減を推進(MAAF担当)
- ii. 食品(商品)とパッケージの関係を研究(ADEME 担当)
- iii. 「ドギーバッグ」の利用促進(SNRTC < 外食業業界団体 > 担当)
- iv. 食品廃棄物削減への対応策の範囲拡大(地方自治体担当)
- v. 食品廃棄物に関する、有機廃棄物の大量生産者の規制(MEDDE 担当)
- vi. 食品廃棄物に関する「行動者クラブ」(club d'acturs)の立ち上げ(MAAF、 MEDDE 担当)

5)食品廃棄物削減の目標

「廃棄物(DMA)¹⁰を、2020年までに7%削減」(2010年比)という数値目標が掲げられている。これは、「廃棄物発生」と「経済成長」の分離(比例関係の解消)を目指して設定されたものである。

食品廃棄物に関する数値目標は、本計画には記載されていない。ただし、上記手法の「v. 食品廃棄物に関する、有機廃棄物の大量生産者の規制」(廃棄物の分別義務付け)は、「グルネル法第 法」(2010年採択、2016年施行)で、対象となる事業者の廃棄物排出量が規定されている。

6)食品廃棄物の発生量や削減量の把握方法

本計画については、2017 年に中間評価を、2020 年に最終評価を行うこととなっている。9 つの評価指標が提示されており、その内「食品廃棄物」に関連が深いと考えられる項目は、「DMA 発生量」「DMA 発生量と家計支出の関連(比例)解消状況」「国内の資源消費量(名目)」「国内の資源消費量(名目)と経済的豊かさ(PIB)の関連(比例)解消状況」「発生抑制に対するフランス人の意識度」である。

(3)食品廃棄物の削減を促進するための施策

1)「食品廃棄物削減に関する法律(1)」(no. 2016-138)

a. 施策の概要

2016 年 2 月 11 日に、「食品廃棄物削減に関する法律(1)」(LOI no. 2016-138 du 11 fevrier 2016)が、フランス大統領より公布された(施行日は、公布日より 1 年後とされている)。これは、フランスの食品廃棄物削減の法的な枠組みを定めるものであり、上述の「環境法」への追加条項である。また、2013 年 6 月に策定された「食品廃棄物削減に関する協定」(Pacte National de Lutte Contre le Gaspillage Alimentaire)を推進するための法的な規定でもある。

本法律では、食品廃棄物削減に関する4段階の「ヒエラルキー」を提示しており、食品サプライチェーンの各セクターが食品廃棄物削減の上で優先順位を守るべきとされている。「ヒエラルキー」の内容は、優先順位の高い順に 発生抑制、 販売されなかった食品の寄付または再加工による人への再流通、 飼料化による価値化、 農業のためのコンポスト(肥料化)またはエネルギー化(メタン化)、の4項目が規定されている。

また、食品流通業者·小売業者に対する規制が設けられ、大きな注目を集めている。 まず、食品流通業者(小売業を含む)は、食用可能な食品(販売されなかったもの)を、

¹⁰「廃棄物」の対象範囲を、それまでの国家戦略や計画で用いられていた「OMA」(Ordures menageres et assimilees)から、「DMA」(Dechets menageres et assimiles)に変更。Eurostat の測定範囲に合わせて、「家庭廃棄物」に加えて、自治体回収の「産業廃棄物」も範囲に追加された。

意図的に廃棄、または破壊(漂白剤をかけ食べられなくする等)によって「消費不可能な状態」にしてはならないこととなった。これにより、流通業者の PB 商品で、食品製造業者が流通業者への納品を拒否されたもの(例: 納品が 1 時間遅れたもの、(外包装の)汚破損など)を、契約によって、製造業者に「消費不可能な状態」にさせることも禁止される。この規定により、製造業者から上記のような PB 商品を寄付することも可能になると見られている。

2 つ目は、売場面積 400 ㎡以上の食品小売店舗は、法律の公布から 1 年以内に、慈善組織と「食品寄付」に関する協定を結ばなければいけないこととされた。これにより、販売されなかった商品の無償提供先が確保される。寄付先は、慈善組織として認定を受けた団体で、法律「Code rural et de la peche maritime no.2010-871」(2010 年 7 月 27 日制定)の L230-6 条に規定されている。団体名は、MAAF のホームページ「alim'agri」で公表されている。本規定により、フランスは世界で初めて、法律により国レベルで小売店舗に対して寄付を義務付ける国となった。

関連するフランス国内法で一貫性を持たせて全社会的に取組むため、民法、教育法、商法にも「食品廃棄物削減」の文言、または条項が追加される。例えば、学校教育では食品に関する学習の一部に食品廃棄物のテーマを組み込む、といったことである。

b. 施策創設の経緯·背景

2013 年策定の「食品廃棄物削減に関する協定」の法的な規定として本法律が制定された背景には、「任意の善意(による取組み)だけでは十分でない」(前農業大臣・Garot氏)との認識があった。

食品寄付を行う小売店舗は増えているものの、任意の取組みでは寄付食品の活用が安定せず、個別企業の取組み意向にもばらつきがある。企業戦略で食品寄付が優先されることはないため、食用可能な食品(販売されなかったもの)の再活用が効率的に行われているとは言い難い状況にあったという。

食品廃棄物の「価値化」を法的に義務付けることは、フランスの「環境法」における「分別収集」と「価値化」の推進方針にも適合する。また、食品廃棄物削減に関する様々な取組みの中心に「食品としての活用」(寄付)を位置づけることにもなり、EU 廃棄物「ヒエラルキー」の優先順位にも合致することから、法律化が図られることになった。

食用可能な食品(販売されなかったもの)の廃棄・破壊禁止についても、漂白剤をかけて食用不可能にする、といった破壊処理が小売店舗で頻繁に行われている実態があったという。寄付も飼料化も、エネルギー化への転用もできなくなるため、活用可能なはずの食品が損なわれることに対して強い批判があった。食品の「価値化」を進める観点から、この点についても法律による禁止措置が講じられることとなった。

本法案は超党的に幅広い支持を集めたとのことで、食品の「価値化」を重視した施策が今後も推進されると考えられる。

本法律は、2015 年 6 月にフランス国民議会(下院)で採択された後、憲法制定評議会により法律上の不備が指摘され、8 月に法案見直しとなった。その後も、MEDDE のセ

ゴレーヌ・ロワイヤル大臣は大手小売業の経営者を任意で招集し、上述の「協定」への署名や積極的な参加を要請した。「循環型経済」への転換を図るにあたり、食品廃棄物削減への同意と関与を求めて、取組みが後退しないよう政治的に強い働きかけが行われた様子である。(任意ではあるが、招集に応じない企業名を公表するとコメントするなど、強制色が強い。)

2015 年 12 月に国民議会(下院)で修正法案が採択され、2016 年 2 月に上院でも可決され、法案成立となった。

c. 施策の対象となる食品廃棄物の定義

フランス国内の食品廃棄物を対象とする。食品の生産者、加工者、流通業者、消費者、関連団体(フードバンク等)全てが関わると記載されている。

前述の「協定」の定義に基づくと、「可食部分」が対象になると考えらえる。

d. 施策において食品廃棄物の削減として認められる手法の定義

前述の図表 25 の区分に従うと、本法律で規定される「ヒエラルキー」4 項目のうち、 発生抑制と 販売されなかった食品の寄付または再加工による人への再流通が、食品 廃棄物の削減手法となると考えられる。

e. 食品廃棄物の取組みが十分でない事業者に対する罰則

食用可能な食品(販売されなかったもの)を、意図的に「消費不可能な状態」にした食品流通業者(小売業を含む)に対し、罰金€3,750 を課す。(なお、修正前の旧法案では「2年以下の懲役か€7,500」とされており、罰則規定が軽減された模様である。)

f. 予算規模

法律による規制のため、予算はなし。

g. 当該施策に対する食品関連事業者やその団体、消費者の評価や反応

法律による義務付けについて、(法律採択前に)小売業業界団体「小売業・流通業連合」(Federation des entreprises du commerce et de la distribution、略称 FCD)は、「小売業者に対する過剰な負荷である」と批判した。フランスの食品廃棄物に占める小売業の割合(11%)は、家庭など他のセクターに比べて低く、更に大手スーパーマーケットに限定すると 5%(FCD 算出値)にしか過ぎないこと、また、売れ残り商品に対する処置(漂白等)は現在それほど一般的ではない、と主張していた。

ただし、英国の食品廃棄物発生量に占める小売業の割合(1.7%、ただし不明部分あり)に比べると、フランスの小売業による割合(11%)は高い。一方、フランスで食品寄付に回される量は、英国の 20 倍との報道もある。英国のフードバンク「FairShare」は、「(寄付促進は)スーパーマーケットだけの問題ではない」と指摘している。

小売業セクターでも、本法律制定以前から食品廃棄物削減への取組みが進められて

来た。FCD は、「環境グルネル会議」(2007 年)後の 2008 年に、小売業(量販店)が持続可能なビジネス展開をどのように行うか、という詳細なプレスリリースを発表した(関連省庁との共同会議を踏まえた声明)。

また、2013 年 10 月には、FCD と製造業業界団体 ANIA、農業生産者団体 FNSEA、及び、農業生産物に関する慈善生産者団体 SOLAAL の 4 団体連名で、「食品寄付のガイドブック」を公表した。これは、食品寄付を行いたいと考える企業に対し、寄付の方法や提供する商品が満たすべき要件、主要慈善組織、税金控除などを説明するものである。

小売業の個別企業については、法律制定以前から CSR の一環として寄付推進や食品廃棄物削減に取り組んできた企業もあり、それらでは従来の取組みを一層推し進めるものとして前向きにとらえている。

例えば、Carrefour は出店地域のうち 11 か国で既に「食品廃棄物削減」のためのプログラムを実施している。フランス国内で最も多く食品寄付を行う私企業であり、「Trophees LSA」などの受賞歴もある。2015 年には、フランス国内の Carrefour のほぼ全店舗(ハイパーマーケット、及びスーパーマーケット)で、地域の慈善組織(フードバンク等)との寄付協定を締結した。先述の「協定」についても、「最初の署名(参加)団体」の一つとなっている。このような小売業では、当法律の遵守はそれほど困難ではないと考えられる。

Carrefour の食品廃棄物削減のための専用ホームページ「tous coso malins」(賢明に全てを消費)は、MAAF の支援を受けて運営されており、2013 年の「協定」や本法律に基づく取組みに積極的に取組む先進的企業である様子が窺える。



図表26 Carrefour の「食品廃棄物削減」専用ホームページ

出所: Carrefour HP tous conso malins」

h. その他の関連動向

本法律の成立に向けて働きかけを行った中心人物である Courbevoie 地区の共和党 評議員 Arash Deramcarsh 氏は、EU でも同様の取組みを「Directive」(指針)の形にするよう、欧州委員会(EC)委員長 Jean-Claude Junker 氏を説得することを目指して、オランド大統領の支援を要請した。28 の EU 加盟国代表にも働きかける意向である。

ただし、フランスのような法律による義務付けが他の国でも適しているかどうかは、国によって状況が異なるようである。英国のフードバンク「FairShare」の代表は、英国では任意協定による取組みと、その拡大を通じた活動展開が好まれる傾向にあると述べた上で、「自主協定によって、日常オペレーションのなかで寄付や再利用が行われる仕組みが構築されることが望ましい」とコメントしている。

2) 「Green growth のためのエネルギー転換法」(Loi relative a la Transition energetique pour la croissante verte、no. 2015-992)

a. 施策の概要

2015 年 7 月に、「Green growth のためのエネルギー転換法」(Loi relative a la Transition energique pour la croissance verte、no.2015-992)が採択された(8 月に官報掲載)。これは、green growth の達成に向けた具体的な方策(actions)の策定を促し、支援・先導を行うことを目的としている。

第 22 条で、地方自治体に対して「2016 年 9 月までに、2013 年策定の『協定』に沿った形で、フードサービス・セクターでの食品廃棄物削減の戦略を策定すること」が義務付けられている。

また、第 4 条「廃棄物削減と循環型経済の促進」では、エコ商品・パッケージ開発、消費者啓発(食用可能期間について)、グリーン素材レジ袋への切替え等が規定されている。

b. 施策創設の経緯·背景

エネルギー効率性を高めながら経済成長を遂げるための「エネルギー戦略」の枠組みを規定したものである。食品廃棄物については、2013年の「協定」に沿った形で、エネルギー転換に関わる領域で具体的な取組みを促進することとなっている。

グリーン素材レジ袋への切替えについては、先述した EU の指針を踏まえて、薄手(50ミクロン未満)のレジ袋の再利用率が低いことから、廃棄物削減のために切替えを行うこととなった。

c. 施策の対象となる食品廃棄物の定義

本法律内では特に定義されていないが、食品廃棄物については、2013年の「協定」 に沿った形で取組みを進めることとなっており、「協定」の定義に準じると考えられる。 d. 当該施策において食品廃棄物削減として認められる手法の定義

エネルギー転換に関わる食品廃棄物削減の取組みとして、フードサービス・セクターでの食品廃棄物削減、エコ商品・パッケージ開発、消費者啓発(食用可能期間について)、グリーン素材レジ袋への切替えが挙げられている。

e. 食品廃棄物削減の取組みが十分でない事業者に対する罰則(法制度のみ)

エネルギー転換に関する枠組みを定めた法律のため、食品廃棄物削減に関する罰則は設けられていない。ただし、取組みの期限が設けられており、地方自治体のフードサービス・セクターに関する食品廃棄物削減の戦略策定は2016年9月までとなっている。グリーン素材レジ袋への切替えは、2016年に従来のレジ袋の使用禁止、2017年にグリーン素材によるレジ袋への切り替えとの期限が設定されている。

f. 予算規模(予算事業のみ)

予算事業ではないため、予算の規定はなし。

3)「食品廃棄物削減のための国民デー」(Journee national de lutte contre le gaspillage alimentaire)

2013 年策定の「協定」に関連して開催される核イベントの一つとして、2013 年から毎年 10 月中旬に開催されている(2015 年のキャンペーン関連資材を、図表 27 に示す)。 FAO の「世界食料デー」と同日に開催され、2016 年も開催予定である。

2014 年 (第 2 回目)には、全体イベントにて、ドギーバッグ利用促進のために、フランス語での呼称を「グルメバッグ」(Le Gourmet bag)とすることが決められた。「グルメバッグ」のロゴ画像等も、Web 上で提供されている。

図表27 フランス「食品廃棄物削減のための国民デー」のキャンペーン資材



出所: MAAF HP [alim'agri]

フランスでは、その他にも様々な施策やキャンペーン等が展開されており、国家目標達成のために各セクターでの取組が進められている。

(4)食品廃棄物等の発生量及び再生利用の量について

食品廃棄物等の発生の総量

1)「可食部分」の発生の総量

フランスでは、食品廃棄物発生量をサプライチェーン横断的に統一的基準で計測した統計は見当たらない。先述の「協定」を進捗管理するために、国と協定に署名している主要セクターの企業・団体が発生量等を計測し、統一的な発生状況、及び食品廃棄物の削減状況を把握することとなっており、今後実態把握が進むものと考えられる。これまでに公表された報告書・論文等に記載された発生量のデータは、計測範囲(セクター)が限られていたり、不可食部分を含むかどうかといった細部が不明確な情報が多い。

例えば、MAAFのホームページでは小売業、外食産業、家庭における食品廃棄物発生量のデータが公表されているが、製造業が含まれていない。そこで用いられている用語も統一されておらず、不可食部分や潜在的可食部分を含むのかどう、かといった点が明確でない。

MEDDE が 2011 年 7 月に公表した報告書「食品廃棄物に関する中間報告」 (Rapport intermediaire de l'etude au gaspillage alimentaire)では、家庭セクターは不可食部分も含む発生量が記載されているが、その他のセクターの発生量はデータ範囲

が精査中と注記されており、詳細不明である。また、家庭での発生量は固形廃棄物のみに関するもので、液体は含まれないという。報告書に発生量の一覧表が掲載されているものの、計測範囲がセクターにより異なる(統一されていない)可能性がある。この報告書には、EU の調査(2010 年)に基づくフランス国内の発生量や、その他国内で実施されたいくつかの調査データも紹介されているが、発生量の数値にばらつきがある。

現時点で、フランスにおける食品廃棄物等の発生量が最も網羅的にとりまとめられ、直近の政策の基礎資料とされているのが、フランス国会議員 Guillaume Garot 氏による提案報告書「食品廃棄物削減: 公共政策への提案」(LUTTE CONTRE LE GASPILLAGE ALIMENTAIRE : PROPOSITIONS POUR UNE POLITIQUE PUBLIQUE、2015年4月)である。

これは、2016 年 2 月に公布された「食品廃棄物削減に関する法律(1)」(no. 2016-138)の法案検討のために、フランス首相、MEDDE(当時)及び MAAF の大臣が、Mayenne 地区の国会議員である Garot 氏に調査分析を任命したものである。その後 Garot 氏は、調査結果に基づいてフランス政府に対し食品廃棄物削減の取組みに関する提案を行った。本報告書は、その提案内容を中心として構成されており、フランスにおける食品廃棄物の発生状況や要因、課題等を概観できる基礎資料となっている。

ただし、上述のような既存の調査報告書等を比較検討した上で最も妥当だと考えられる発生量を推計しているため、あくまでも現在得られるデータに基づく推計である点に注意する必要がある。特に、農業生産段階では記載された数値の幅が大きく、これに影響を受けて全体の発生量も数値の幅が大きくなっている。また、本報告書に提示された数値が「可食部分」のみのデータか、それとも「不可食部分」や「潜在的可食部分」を含むのかも、セクターによっては不明確である。

算出過程に関する記述や、参照されている原出所文献の記載内容を検討し、EU 等他の報告書の数値とも見比べた結果、本報告書に記載された推計値は「可食部分」のみの数値で、「潜在的可食部分」や「不可食部分」は含まれていないと判断した。また、先述の「協定」が「可食部分」を対象としていることを勘案しても、それに関連する本報告書が「可食部分」のデータを掲載していると考える方が整合性が得られることから、この前提の下に以下の検討・推計を行うこととする。

本報告書によると、フランスにおける食品廃棄物等の発生の総量(可食部分のみ)は、農業セクターを含めて年 514.5 万トン~932 万トン、農業セクターを除外すると年 469.2 万トン~602 万トンとなっている(図表 28)。数値に幅があるのは、複数のデータソースを比較検討し、妥当な数値を収集していることによる。また、農産食品製造業における発生量は、本報告書で提示されている数値から「副産物」の発生量を除外し、弊所で計算し直した。

図表28 フランス: 食品廃棄物の発生の総量

推計により算出した部分(斜字体)は参考値

		食品廃棄	乗物の発生の総量	(年間) (2015年報告書)		
		可食部	分のみ	潜在的可食部分·不可食部分 も含む 推計値(参考)		
		(事業系· 家庭系)			(事業系· 家庭系)	
	•	(百万トン)	(百万トン)	(百万トン)	(百万トン)	
事業系	農業生産	0.453 Mt ~3.3 Mt	2.933 Mt ~ 5.78 Mt	0.91 Mt ~6.60 Mt	5.44 Mt ~ 11.13 Mt	
	農産食品製造業	0.25 Mt	2.48 Mt	0.50 Mt	4.53 Mt	
	小売業·流通業	0.75 Mt		1.07 Mt		
	外食産業	0.4 Mt		0.80 Mt		
	市場(マルシェ)	1.08 Mt		2.16 Mt		
家庭系	家庭	2.212 Mt ~ 3.54 Mt	2.212 Mt ~ 3.54 Mt		5.46 Mt ~ 8.74 Mt	
•	合計 (農業生産含む)	5.145 Mt ~ 9.32 Mt		10.90 Mt ~19.87 Mt		
	合計 (農業生産除外)	4.692 Mt ~6.02 Mt		9.99 Mt ~13.27 Mt		

出所: Guillaume Garot LUTTE CONTRE LE GASPILLAGE ALIMENTAIRE: PROPOSITIONS POUR UNE POLITIQUE PUBLIQUE」(2015年)p13の図をもとに作成。Garot 氏による推計の元データは、MEDDE 報告書(2011年)、EU 報告書(2010年)など。それ以前の各種調査も参照されている。

注: 農産食品製造業では、「副産物」の発生量を除外して再計算した。また、潜在的可食部分・不可食部分を含む推計値は、小売業・流通業は France Nature Environnement (2013 年)、家庭はADEME (2014 年)による「可食部分」の比率(それぞれ 70%、40.5%)を用いて算出。それ以外のセクターの「可食部分」比率は不明のため、便宜的に「可食分」比率を 50%と仮定して推計(実際のセクター別「可食部分」比率と異なる可能性があるため、参考値)。

2)「潜在的可食部分」「不可食部分」も含む発生の総量(推計)

他の調査対象国との比較検討のために、「潜在的可食部分」「不可食部分」も含めたフランスでの食品廃棄物の発生の総量を推計してみよう。小売業・流通業は、France Nature Environnement の報告書「サプライチェーン全段階における食品廃棄物」(Du gaspillage alimentaire a tous les etages)(2013 年 12 月)における「可食部分」の比率(70%)、家庭は ADEME の報告書「家庭における食品廃棄物の影響推計のための調査」(Operation Foyers Temoins pour estimer les impacts du gaspillage alimentaire des menages: Raport National、no. 1306C0155)(2014 年 10 月)における「可食部分」の比率(40.5%)を用いて、推計が可能である。

それ以外のセクターの「可食部分」比率は不明だが、それぞれ、小売業・流通業や家庭よりも発生量が増える要因と減る要因の両方があると考えられる。このため、便宜的に「可食分」比率を 50%と仮定して推計した。(実際のセクター別「可食部分」比率とは異なる可能性があるため、算出した数値はあくまでも参考値に留まる点に注意。)

これらの比率を用いて、「可食部分」の発生量数値から「不可食部分」「潜在的可食部分」も含む発生量の総量を推計すると、農業セクターを含めて年 1,090 万トン~1,987 万トン、農業セクターを除外すると年 999 万トン~1,327 万トンと算出される(図表 28)。

再生利用の総量

フランスにおける再生利用の総量は不明である。「FUSIONS」事務局へ確認したが、 該当するデータが見当たらないとのことであった。

現在得られるフランスの再生利用に関する参考データとしては、セクター別に以下のようなものがある。

- 製造業: MEDDE の報告書「食品廃棄物に関する中間報告」(Rapport intermediaire de l'etude relative au gaspillage alimentaire) (2011年7月) における「飼料化」「メタン化」比率の合計値を使用(50.0% + 2.5%=52.5%)。
- 外食産業: 同報告書に、外食産業廃棄物における「油脂」の数量が記載されている。「油脂」分が再生利用に回されたと仮定して、その比率(16.6%)を使用。ただし、油脂以外の飼料化分などは不明のため含まれておらず、実際の再生利用率より低いと考えられる(参考値)。
- 家庭: MEEM(MEDDE の新名称)の HP「持続可能な発展」SNTEDD 指標 (2015-2020)における「一般廃棄物」の「リサイクル率」(38%)を使用。ただし、一般廃棄物における家庭廃棄物の構成比は 80%で、残りの事業系廃棄物等も含めた範囲での「リサイクル率」であることに注意。また、自治体回収による廃棄物のため、液体(飲料)廃棄物や下水排出分は含まれないと考えられる。紙、プラスチックなど、食品以外の廃棄物も含めたリサイクル率である点にも注意(参考値)。
- ・ 農業、小売業・流通業: 再生利用率は不明。MEDDE の資料「フランスにおける 廃棄物発生に関する情報」(Bilan 2012 de la production de dechets en France、 no. 615)(2015 年 3 月)では、2012 年の「非金属、非有害廃棄物」の「再生利用 率」は 63.8%となっている(「エネルギー再生を伴う焼却」「リサイクル」、及び「耕地 への鋤き込み」(肥料化)の合算値)。ただし、「非金属、非有害廃棄物」には再生 利用率の高い紙類などが含まれるため、食品に限定すると再生利用率はこれより も低い数値になると考えられるが、数値が不明である。そこで、便宜的に前述の家 庭における「リサイクル率」(38%)を用いて推計することとした。したがって、実際の 再生利用率とは異なる可能性が高い点に注意(参考値)。

上記の各比率は、「可食部分」以外の「潜在的可食部分」「非可食部分」も含めた再生利用率である可能性が高く、あくまでも参考値に留まるが、これらの比率を前述した廃棄物発生量に便宜的に乗じておおよその再生利用の総量を推計した(図表 29)。

図表29 フランス: 食品廃棄物の再生利用の総量(推計値)

推計により算出した数値のため、参考値

		食品廃棄物の再生利用の総量(年間) (2015年報告書)					
		可食部	分のみ	潜在的可食部分·不可食部分 も含む 推計値(参考)			
		(事業系· 家庭系)			(事業系· 家庭系)		
		(百万トン)	(百万トン)	(百万トン)	(百万トン)		
事業系	農業生産	0.17 Mt ~ 1.25 Mt	1.07 Mt ~2.15 Mt	0.34 Mt ~2.51 Mt	1.97 Mt ~4.13 Mt		
	農産食品製造業	0.13 Mt	0.89 Mt	0.26 Mt	1.62 Mt		
	小売業·流通業	0.29 Mt		0.41 Mt			
	外食産業	0.07 Mt		0.13 Mt			
	市場(マルシェ)	0.41 Mt		0.82 Mt			
家庭系	家庭	0.84 Mt ~ 1.35 Mt	0.84 Mt ~ 1.35 Mt	2.08 Mt ~3.32 Mt	2.08 Mt ~3.32 Mt		
	合計 (農業生産含む)	1.91 Mt ~3.49 Mt		4.04 Mt ~7.45 Mt			
	合計 (農業生産除外)	1.73 Mt ~2.24 Mt		3.70 Mt ~4.94 Mt			

出所: Guillaume Garot「LUTTE CONTRE LE GASPILLAGE ALIMENTAIRE: PROPOSITIONS POUR UNE POLITIQUE PUBLIQUE」(2015年)p13の図をもとに、各セクターの再生利用率(参考値)を乗じて作成。Garot 氏による推計の元データは、MEDDE 報告書(2011年)、EU 報告書(2010年)など。それ以前の各種調査も参照されている。再生利用率の出所は、下記注記の通り。

注: 製造業、外食産業の再生利用率は、MEDDE 報告書(2011年)に基づく。家庭の再生利用率は、MEEM(MEDDE の新名称) HP における「一般廃棄物」の「リサイクル率」に基づく。農業、流通業の再生利用率は不明のため、家庭と同数値の再生利用率を便宜的に使用。いずれも、推計のために入手可能な比率を便宜的に用いた参考値であることに注意。

1)「可食部分」の再生利用の総量

上述の推計方法による、フランスの食品廃棄物等の再生利用の総量(「可食部分」のみ)は、農業セクターを含めて191万トン~349万トン、農業セクターを除外すると173万トン~224万トンと算出される(参考値)。

発生の総量に対する再生利用率を算出すると、農業セクターを含めた場合、除外した場合ともに37%前後である(参考値)。

2)「潜在的可食部分」「不可食部分」も含む再生利用の総量(推計)

同様の比率を乗じて、「潜在的可食部分」「不可食部分」も含む再生利用の総量を推計すると、農業セクターを含めて 404 万トン ~ 745 万トン、農業セクターを除外すると 370

万トン~494 万トンと算出される(参考値)。

発生の総量に対する再生利用率を算出すると、農業セクターを含めた場合、除外した場合ともに37%前後となる(参考値)。

国民1人当たりの量

1)「可食部分」の1人当たり発生量

先述の Garot 氏の報告書(一部、弊所にて再計算)によると、フランスにおける<u>食品廃棄物等の 1 人当たりの食品廃棄物発生量(「可食部分」のみ)は、農業セクターを含めて年 76.8kg~140.8kg/人、農業セクターを除外すると年 69.8kg~90.8kg/人となっている(図表 30)。</u>

図表30 フランス: 食品廃棄物の1人当たり発生量 推計により算出した部分(斜字体)は参考値

		食品廃棄物の1人当たり発生量(年間) (2015年報告書)					
		可食部	分のみ	潜在的可食部分·不可食部分 も含む 推計値(参考)			
			(事業系· 家庭系)		(事業系· 家庭系)		
		(kg / 人·年)	(百万トン)	(百万トン)	(百万トン)		
事業系	農業生産	7 kg ~ 50 kg		•	81.2 kg ~ 167.2 kg		
	農産食品製造業	3.75 kg	36.8 kg	7.5 kg	67.2 kg		
	小売業·流通業	11 kg		15.7 kg			
	外食産業	6 kg		12.0 kg			
	市場(マルシェ)	16 kg		32.0 kg			
家庭系	家庭	33 kg ~ 54 kg			81.5 kg ~ 133.3 kg		
•	合計 (農業生産含む)	76.75 kg ~140.75 kg		162.7 kg ~300.5 kg			
	合計 (農業生産除外)	69.75 kg ~90.75 kg		148.7 kg ~200.5 kg			

出所: Guillaume Garot LUTTE CONTRE LE GASPILLAGE ALIMENTAIRE: PROPOSITIONS POUR UNE POLITIQUE PUBLIQUE」(2015年)p13の図をもとに作成。Garot 氏による推計の元データは、MEDDE 報告書(2011年)、EU 報告書(2010年)など。それ以前の各種調査も参照されている。

注: 農産食品製造業では、「副産物」の発生量を除外して再計算した。また、潜在的可食部分・不可食部分を含む推計値は、小売業・流通業は France Nature Environnement (2013 年)、家庭はADEME (2014 年)による「可食部分」の比率(それぞれ 70%、40.5%)を用いて算出。それ以外のセクターの「可食部分」比率は不明のため、便宜的に「可食分」比率を 50%と仮定して推計(実際のセクター別「可食部分」比率と異なる可能性があるため、参考値)。

2)「潜在的可食部分」「不可食部分」も含む 1 人当たり発生量(推計)

発生の総量と同様の方法により、 の 2)で述べた比率を用いて「不可食部分」「潜在的可食部分」も含む 1 人当たり発生量を算出すると、農業セクターを含めて年 162.7kg ~ 300.5kg / 人、農業セクターを除外すると年 148.7kg ~ 200.5kg / 人と推計される(参考値)(図表 30)。

なお、農業セクターを除外した 1 人当たり発生量の最小値(年 148.7kg / 人)は、2010年の EU 調査によるフランスの数値、年 144kg / 人とほぼ同水準となっている。

3)「可食部分」の1人当たり再生利用量

上述の1人当たり発生量(推計値)に、 で述べた比率を乗じて便宜的に1人当たり再生利用量を算出すると、フランスにおける食品廃棄物等の1 人当たり再生利用量(「可食部分」のみ)は、農業セクターを含めて年 28.4kg~52.7kg/人、農業セクターを除外すると年25.8kg~33.7kg/人と推計される(参考値)(図表31)。

図表31 フランス: 食品廃棄物の1人当たり再生利用量 推計により算出した数値のため、参考値

		食品廃棄物の1人当たり再生利用量(年間) (2015年報告書)				
		可食部	分のみ	潜在的可食部分·不可食部分 も含む 推計値(参考)		
		(事業系· 家庭系)			(事業系· 家庭系)	
		(kg / 人·年)	(百万トン)	(百万トン)	(百万トン)	
事業系	農業生産	2.7 kg ~ 19.0 kg	15.9 kg ~ 32.2 kg	5.3 kg ~ 38.0 kg	29.4 kg ~ 62.1 kg	
	農産食品製造業	2.0 kg	13.2 kg	3.9 kg	24.1 kg	
	小売業・流通業	4.2 kg		6.0 kg		
	外食産業	1.0 kg		2.0 kg		
	市場(マルシェ)	6.1 kg		12.2 kg		
家庭系	家庭	12.5 kg ~ 20.5 kg	12.5 kg ~20.5 kg		31.0 kg ~ 50.7 kg	
•	合計 (農業生産含む)	28.4 kg ~52.7 kg		60.3 kg ~112.7 kg		
	合計 (農業生産除外)	25.8 kg ~33.7 kg		55.0 kg ~74.7 kg		

出所: Guillaume Garot「LUTTE CONTRE LE GASPILLAGE ALIMENTAIRE: PROPOSITIONS POUR UNE POLITIQUE PUBLIQUE」(2015年)p13の図をもとに、各セクターの再生利用率(参考値)を乗じて作成。Garot 氏による推計の元データは、MEDDE 報告書(2011年)、EU 報告書(2010年)など。それ以前の各種調査も参照されている。再生利用率の出所は、下記注記の通り

注: 製造業、外食産業の再生利用率は、MEDDE 報告書(2011年)に基づく。家庭の再生利用率は、MEEM(MEDDE の新名称) HP における「一般廃棄物」の「リサイクル率」に基づく。農業、流通業の再生利用率は不明のため、家庭と同数値の再生利用率を便宜的に使用。いずれも、推計のために入手可能な比率を便宜的に用いた参考値であることに注意。

4)「潜在的可食部分」「不可食部分」も含む1人当たり再生利用量(推計)

再生の総量と同様の方法により、上述 3)で求めた数値に の 2)で述べた比率を乗じて「不可食部分」「潜在的可食部分」も含む 1 人当たり発生量を算出すると、農業セクターを含めて年 60.3kg~112.7kg / 人、農業セクターを除外すると年 55.0kg~74.7kg / 人と推計される(参考値)(図表 31)。

事業系・家庭系の別、業種別

1)「可食部分」のセクター別発生量

フランスにおける食品廃棄物(「可食部分」のみ)の事業系の発生量は、農業セクターを含めて 293.3 万トン~578 万トン、農業セクターを除外すると 248 万トンである。家庭系食品廃棄物の発生量は、221.2 万トン~354 万トンである(図表 28)。

業種別の発生量は、事業系のうち農業セクターを除くと、市場(マルシェ)や小売業・流通業での発生量が多い。(データの正確性に課題があるため単純比較はできないが)、英国に比べると流通業(小売業・卸売業)の占める割合が高い傾向にある。また、全セクターのうち、家庭が最大の発生セクターとなっている。

2)「潜在的可食部分」「不可食部分」も含むセクター別発生量(推計)

の 2)で述べた比率を用いて「不可食部分」「潜在的可食部分」も含むセクター別発生量を算出すると、図表 28 のように推計される。

事業系の発生量は、農業セクターを含めて 544 万トン~1,113 万トン、農業セクターを 除外すると 453 万トンと推計される。

業種別の傾向は、上記 1)と推計方法が同じであるため、1)と同傾向となっている。過去の調査報告書で得られた比率(参考値)や、便宜的に仮定した比率を用いて算出しているため、あくまでも参考値に留まることに注意が必要である。「潜在的可食部分」「不可食部分」を含めても、家庭が最大の発生セクターであるとの推計結果が得られる。

3)「可食部分」のセクター別再生利用量

フランスにおける食品廃棄物の事業系の再生利用量(「可食部分」のみ)は、農業セクターを含めて 107 万トン~215 万トン、農業セクターを除外すると 89 万トンと推計される (参考値)(図表 29)。家庭系の再生利用量は 84 万トン~135 万トンと推計される。

業種別では、1)のセクター別発生量と同様の方法で推計しているため、発生量の傾向と同じく、市場(マルシェ)や小売業・流通業での発生量が多い。また、家庭が最大の発生セクターとなっている。

4)「潜在的可食部分」「不可食部分」も含むセクター別再生利用量(推計)

「潜在的可食部分」「不可食部分」も含む食品廃棄物の事業系の再生利用量を算出すると、農業セクターを含めて197万トン~413万トン、農業セクターを除外すると162万トンと推計される(参考値)(図表29)。家庭系の再生利用量は208万トン~332万トンと推計される。

業種別の傾向は、上記 3)と同じ比率により推計しているため、3)と同様である(参考値)。

図表32 欧州(EU)·英国·フランスのサステナビリティ/廃棄物関連政策と国際機関の動き(主なもの)

	国際機関		欧州 (EU)
		1975年	「Council Directive 75/442/EEC on waste」 ・EU圏(当時EEC)における、最初の廃棄物マ ネジメント指針を提示
		1991年	「Amended Framework Directive 91/156/EEC」 (1975年法を改正)
1992年	国連開発環境会議(リオ·デジャネイロ) ・リオ宣言: 「サステナブルな開発」		
		1993年	「Waste Shipment Regulations 259/93」 ·廃棄物の移送規制
		1994年	「Directive of packaging and packaging waste 94/62/EC」 ・「パッケージ廃棄物の発生抑制と、環境への影響の最小化」を目指す ・リユース促進、パッケージ廃棄物のリユース・リカバリーの数値目標設定
		1999年	「Landfill Directive 1999/31/EC」 ・ <u>埋め立て規制を強化</u> 。数値目標 (数量) を設定し、段階的に削減・EU加盟国の廃棄物削減促進の契機に
2000年	国連開発計画が「Millennium Development Goals」(MDG)を発表 ・「環境サステナビリティの強化」	2000年	「Waste Incineration Directive 2000/76/EC」 ・廃棄物の焼却規制
			「Ozone Depleting Regulations 2037/2000」 ·オゾン層破壊物質(ODS)の規制

1990年 「Environmental Protection Act 1990 c.43」(環境保護法)(1994年施行)		英国		フランス
1990年 「Environmental Protection Act 1990 c.43」(環境保護法)(1994年施行)	1974年	制法) 家庭廃棄物、商業廃棄物、産業廃棄物を管		
「Sustainable Development: The UK Strategy (1994年) - 「Sustainable Development: The UK Strategy (1994年) - 英国が世界で初めて、1992年リオ宣言を受けた国家戦略を策定			1975年	
(1994)。 - 英国が世界で初めて、1992年リオ宣言を受け た国家戦略を策定 1990年「環境保護法」を施行 「The Waste Mangement Licensing Regulations 1994」 - 1990年法に基づき、廃棄物許可制度の詳細を規定 - EU圏 (廃棄物マネジメント指針」の具体的な施行開始 1996年 「The landfill tax escalator 1996」 - 埋め立て従量制による税制優遇を開始 「 The Producer Responsibility Obligations (Packaging Waste) Regulations 1997」 - 1994年のEU指針に基づき、パッケージの資源回収・リサイクル目標を設定 英国政府が「A Better Quality of Life」にて、廃棄物マネジメントの具体的な方針を策定 - 1994年の国家戦略を改訂:経済成長による環境への悪影響を阻止 - 2020年に向けた「廃棄物マネジメント」の基本方針として、「焼却・廃棄」を削減 DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定 1990年 DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定 1900年	1990年	境保護法) (1994年施行) ・1974年法を改正: 廃棄物処理業者の規制強		
(1994)。 - 英国が世界で初めて、1992年リオ宣言を受け た国家戦略を策定 1990年「環境保護法」を施行 「The Waste Mangement Licensing Regulations 1994」 - 1990年法に基づき、廃棄物許可制度の詳細を規定 - EU圏 (廃棄物マネジメント指針」の具体的な施行開始 1996年 「The landfill tax escalator 1996」 - 埋め立て従量制による税制優遇を開始 「 The Producer Responsibility Obligations (Packaging Waste) Regulations 1997」 - 1994年のEU指針に基づき、パッケージの資源回収・リサイクル目標を設定 英国政府が「A Better Quality of Life」にて、廃棄物マネジメントの具体的な方針を策定 - 1994年の国家戦略を改訂:経済成長による環境への悪影響を阻止 - 2020年に向けた「廃棄物マネジメント」の基本方針として、「焼却・廃棄」を削減 DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定 1990年 DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定 1900年				
1990年・環境株譲法」を施行 The Waste Mangement Licensing Regulations 1994 1990年法に基づき、廃棄物許可制度の詳細を規定 EU圏「廃棄物マネジメント指針」の具体的な施行開始 The landfill tax escalator 1996 理め立て従量制による税制優遇を開始 The Producer Responsibility Obligations (Packaging Waste) Regulations 1997 1994年のEU指針に基づき、パッケージの資源回収・リサイクル目標を設定 英国政府が「A Better Quality of Life」にて、廃棄物マネジメントの具体的な方針を策定 1994年の国家戦略を改訂:経済成長による環境への悪影響を阻止 2020年に向けた「廃棄物マネジメント」の基本方針として、「焼却・廃棄」を削減 DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定 フランスで初めての環境法(その後、数次にわたり改定)		(1994)」 ・英国が世界で初めて、1992年リオ宣言を受け		
1994」 ・1990年法に基づき、廃棄物許可制度の詳細 を規定 ・EU圏「廃棄物マネジメント指針」の具体的な 施行開始 1996年 「The landfill tax escalator 1996」 ・埋め立て従量制による税制優遇を開始 「The Producer Responsibility Obligations (Packaging Waste) Regulations 1997」 ・1994年のEU指針に基づき、パッケージの資源回収・リサイクル目標を設定 英国政府が「A Better Quality of Life」にて、廃棄物マネジメントの具体的な方針を策定 ・1994年の国家戦略を改訂:経済成長による環境への悪影響を阻止 ・2020年に向けた「廃棄物マネジメント」の基本方針として、「焼却・廃棄すを削減 DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定 1900年 DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定 2000年	1994年	1990年「環境保護法」を施行		
1996年・埋め立て従量制による税制優遇を開始1997年「The Producer Responsibility Obligations (Packaging Waste) Regulations 1997」 ・1994年のEU指針に基づき、パッケージの資源回収・リサイクル目標を設定英国政府が「A Better Quality of Life」にて、廃棄物マネジメントの具体的な方針を策定・1994年の国家戦略を改訂: 経済成長による環境への悪影響を阻止・2020年に向けた「廃棄物マネジメント」の基本方針として、「焼却・廃棄」を削減2000年「環境法」(no.2000-914)を制定・フランスで初めての環境法(その後、数次にわたり改定)		1994」 ・1990年法に基づき、廃棄物許可制度の詳細 を規定 ・EU圏「廃棄物マネジメント指針」の具体的な		
1997年 (Packaging Waste) Regulations 1997」 ・1994年のEU指針に基づき、パッケージの資源回収・リサイクル目標を設定 英国政府が「A Better Quality of Life」にて、廃棄物マネジメントの具体的な方針を策定・1994年の国家戦略を改訂: 経済成長による環境への悪影響を阻止・2020年に向けた「廃棄物マネジメント」の基本方針として、「焼却・廃棄」を削減 DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定 「環境法」(no.2000-914)を制定・フランスで初めての環境法(その後、数次にわたり改定)	1996年			
第物マネジメントの具体的な方針を策定 ・1994年の国家戦略を改訂: 経済成長による 環境への悪影響を阻止 ・2020年に向けた「廃棄物マネジメント」の基本 方針として、「焼却・廃棄」を削減 DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定 2000年 2000年 2000年	1997年	(Packaging Waste) Regulations 1997」 ・1994年のEU指針に基づき、パッケージの資		
DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定 2000年 2000年 2000年 2000年 2000年 2000年	1999年	棄物マネジメントの具体的な方針を策定 ・1994年の国家戦略を改訂: 経済成長による 環境への悪影響を阻止 ・2020年に向けた「廃棄物マネジメント」の基本		
WRAP設立(英国政府等が出資)	2000年	DEFRAが「Waste Strategy 2000」を策定	2000年	・フランスで初めての環境法(その後、数次にわ
		WRAP設立(英国政府等が出資)		

(前頁より続く)

国際機関			欧州 (EU)
		2001年	EUがヨーテボリ・サミットにて、初めての「EU Sustainable Development Strategy」を発表
2002年	「サステナブルな発展に関する世界サミット」 (WSSD)(ヨハネスブルグ) ・10年間で「サステナブルな消費・製造」(SCP) へのシフトを加速させる	2002年	「General Food Law Regulation (EC) No 178/2002」 ・食品の安全に関する規定。 寄付食品にも適 用
		2004年	1994年パッケージ廃棄物規制を改正 ・「パッケージ」の定義明確化 ・パッケージ廃棄物のリカバリー・リサイケルに 関する目標値の改定(強化)
		2006年	EUが「EU Sustainable Development Strategy」を改定 ・「7つの挑戦」の一つに「持続可能な生産・消費」: 持続可能でない生産・消費転換の必要性などを提示

英国		フランス	
2002年	DEFRA が「 <u>Landfill (England and Wales)</u> <u>Regulation 2002</u> を策定 ·1999年のEU指針を受け、英国内の埋め立て を規制		
20024	DEFRA が「 The Strategy for Sustainable Farming and Food」を策定 ・農業セクターにおけるサステナビリティ方針		
2003年	DEFRAが <u>「Changing Patterns」</u> を策定 ・2002年のWSSDを受け、英国のサステナブル な消費・製造(SCP)の枠組みを規定	2003年	「持続可能な発展の国家戦略」(SNDD)を策定・2002年のWSSDを受け、国家戦略を策定
	DTIが「エネルギー白書」にて「low carbon economy」(低炭素経済)を提唱		
2004年	Sustainable Development Commission*が、「Shows Promise, But Must Try Harder」にて新戦略を発表・英国の廃棄物削減が1999年以降進展したことを確認・一方で、20の課題領域を指摘	2004年	「廃棄物発生抑制のための国家計画」(第1次) を策定 ・欧州で「発生抑制」への取組み(計画策定)が 最も早い国の一つとなった
2005年	DEFRA大臣が「Securing the future>delivering UK sustainable development strategy」を英国議会に提出・2020年までの英国のサステナビリティ戦略の枠組を提案・サステナブルな商品の製造・消費(食品等)・ビジネスセクターの取組み、CSRの重要性・サステナブルな廃棄物マネジメント・測定すべき指標 など		
	「 <u>Courtauld Commitment」(コートールド公約)</u> フェーズ1開始(~2009年)		
2006年	DEFRA が「 <u>Food</u> Industry <u>Sustainability</u> <u>Strategy」(FISS)</u> を策定 ・食品産業セクターのサステナビリティ方針 ・食品 / パッケージ廃棄物を毎年削減し、有効 利用へ ・目標: 2010年までに廃棄物を15~20%削減	2006年	「持続可能な発展の国家戦略」(SNDD)を改定・EUの2006年の戦略改定に準じて、2003年戦略を再編成
			「家庭でのコンポスト支援計画」

^{*(}英国)Sustainable Development Commission は、2011 年に組織解散

(次頁に続く)

(前頁より続く)

国際機関		欧州(EU)	
		2008年	「The revised EU Waste Framework Directive」(Directive 2008/98/EC) ・「Waste management hierarchy」を提示 ・加盟各国に、廃棄物削減の国家計画策定を 義務付け(2013年末までに提出) 「The Sustainable Consumption and production (SCP) and Sustainable Industrial Policy (SIP) Action Plan」 ・サステナブルな消費・製造、およびサステナブルな産業界を目指すEUの基本方針を提示
		2009年	「Renewable Energy Directive 2009/28/EC」 (RED) ・「2020年までに、エネルギーに占める再生エネルギーの割合を20%にする」
			欧州でキャンペーン「European Week for Waste Reduction」(EWWR)を開始 ・これ以降、毎年11月頃に開催(ECが助成)
		2010年	「EUROPE 2020」 ・EUの10年間の成長戦略: スマートでサステナブルで包括的な経済の確立を目指す

英国		フランス	
	DEFRAが <u>「Waste Stgrategy for England」</u> を策定 ・2000年の戦略を改訂	2007年	「環境グルネル会議」開催 ・次期SNDD策定を視野に、3省の大臣が運営 する会議を開催 ・テーマ別に6つのワーキンググループで議論。 2009年に法律化
2007年	Envirowise (排水処理企業) 設立 (英国政府等 が出資)		
	消費者キャンペーン「Love Food Hate Waste」を開始 ・地方自治体、企業、諸団体、シェフ等が消費 者の食品廃棄物削減を支援:情報・ツール提 供等		
2009年	「The Groceries (Supply Chain Practice) Market Investigation Order 2009」 ・競争政策に関する規制 ・英国の大手小売業で生じた廃棄物処理費の 負担者を規定	2009年	「グルネル法第 法」を採択 ・経済成長の新モデル構築のために、10領域での取組みを規定 ・「廃棄物」領域では、3目標を設定:「2013年までに1人当たり家庭廃棄物(OMA)を、年7%削減」、「資源・有機物のリサイクル率上昇」(数値目標あり)、「廃棄物の焼却・保管量を制限」(2012年までに15%削減)
	「Groceries Supply Code of Practice」 ・英国の大手小売業と直接取引先に関する不 公正取引を規制		「廃棄物発生抑制のための国家計画 2009-2012」(第2次)を策定 ・2008年のEU Directiveに準じた国内計画、および「グルネル法」目標達成のための方策を提示・目標「2013年までに家庭廃棄物OMA(発生量、1人当たり発生量)を7%削減」等
2010年	「Courtauld Commitment」フェーズ2開始(~ 2012年)	2010年	「グルネル法第 法」を採択 ・有機廃棄物の大量生産者に対する「分別回収」義務付け ・廃棄物保管施設・焼却施設の容量制限 ・リサイクル・価値化の推進強化(数値目標設定)
	「Anaerobic Digestion Framework」(England) ・「嫌気性消化」の促進戦略		「農業・漁業法」改正(no. 2010-874) ・食品寄付に関する規定: 慈善組織の登録制度を導入
			2008年EU Directiveの「廃棄物規制」関連部分を、フランス国内法として採択 ・「ヒエラルキー」に基づき、「発生抑制」を最重視

(次頁に続く)

(前頁より続く)

国際機関		欧州(EU)	
		2011年	「Roadmap to a Resource Efficiency Europe」 ・上記成長戦略を受け、EUの資源効率化に関するロードマップを策定: 食品セクターを重視・目標「2020年までに、資源効率化により食品廃棄物(可食部分)の半減」を目指す
		2012年	食品廃棄物の定義策定プロジェクト「FUSIONS」開始(~2016年)・欧州横断的な「食品廃棄物」の定義、測定項目等を検討(EC助成事業)
		2013年	「7th Environmental Action Programme」・2020年までのEUの環境政策の方針を策定:資源効率的で環境負荷が少なく、競争力のある低炭素経済に転換・長期的な視野に立ち、2050年までのビジョンも提示

英国		フランス	
2011年	「The Waste (England and Wales) Regulations 2011」 ・2008年のEU Directiveに準じて国内規制を 策定: 廃棄物「ヒエラルキー」の英国国内法へ の組み込み ・国内4地域政府に対する「発生抑制計画」の 策定期限など 2011年		「食品に関する国家プログラム」(PNA)を策定・「4つの軸」の一つ「食品供給の改善」に対し、6方策の一つとして「食品廃棄物の削減」が含まれる・具体的には、「調査・研究」「食品廃棄物の削減」「消費者の意識向上」
			2008年のEU Directiveに準ずるフランス国内法を改定 ・「グルネル法第 法」施行のために、2010年法を改定: 地域別「廃棄物」削減計画、焼却・廃棄量の制限、有機廃棄物の大量生産者への分別義務付け等
2012年	「The Waste (England and Wales) (Amendment) Regulations 2012」(2011年法を改正) ・再生利用を促進: 廃棄物収集業者・団体 (個人以外)に紙、プラスチック、金属、ガラスの 分別回収を義務付け	2012年	CNDが「廃棄物発生抑制の国の枠組み」を策定 ・2014年の「国家計画2014-2020」策定に向けた枠組み CND: 廃棄物に関する国の委員会。「発生抑制」ワーキンググループ)が枠組みを策定
			CNDが報告書「食品廃棄物の削減」を公表 ・「発生抑制」ワーキンググループによる調査報 告。今後の課題として、取組むべき「具体策」を 提案
	<u>「The</u> <u>Waste</u> <u>Management</u> <u>Plan</u> <u>for</u> <u>England</u> を 策定 ·Scotlandなど他地域でも同様の計画を策定		仏・農水省が任意協定「食品廃棄物削減に関する協定」を提出 ・目標「2025年までに、サプライチェーン上の食品廃棄物を50%削減」(2013年比)を提示・国の実施する「11の具体的な方策」・協定に署名した団体・企業への推奨取組み事項:「寄付促進」「ドギーバッグの利用促進」等
2013年	「Courtauld Commitment」フェーズ3開始(~ 2015年)	2013年	環境会議で、仏政府が「持続可能な開発」を政策全体に盛り込む方針を決定・初めて政府が「循環型経済」を取り上げ、最重要政治課題に位置付けた
	消費者キャンペーン「Fresher for Longer」を開始 ・「Love Food Hate Waste」に連動し、パッケージ領域にも取組みを拡大		「食品廃棄物削減のための国民デー」開始 ・上記「協定」に基づく催しの一つ
	「Waste Prevention Programme for England」 ・Scotlandなど他地域でも同様の計画を策定 ・2008年のEU Directiveにより義務付けられて いた「発生抑制計画」を策定		製造・小売・農業生産者・慈善団体組織(4団体)が共同で「食品寄付のガイドブック」を公表・企業が寄付を行う際の方法、満たすべき要件、主要慈善団体、税金控除等を説明

(次頁に続く)

国際機関		欧州(EU)	
	国連開発計画が「Delivering the Post-2015 Development Agenda」を発表 ・2000年のMDGの改訂版: 2030年までに小売 業・消費者段階の1人あたり食品廃棄物を半減		European Parliament が 2014 年 を「European Year Against Food Waste」に ・期限表示とパッケージの最適化 ・フードバンク活動優遇の啓発
2014年		2014年	EC「循環型経済パッケージ」の提案書を採択 ・「2025年までに、食品廃棄物を30%削減」 (2011年ロードマップを精緻化、改訂) ・EU加盟国に国家戦略の策定を提言 検討の過程で、2014年に提案書を撤回
			EC 「 A Global Partnership for Poverty Eradication and Sustainable Development after 2015」の提案書を採択 ・国連の上記Agendaを受けた、EUの取組み
	国連「持続可能な開発サミット」にて、「持続可能な開発目標」(SDGs)を採択・MDG後(2015年以降)の方針を、17目標と169のターゲットで提示・17目標の一つ「持続可能な消費・製造パターンの推進」において、「2030年までに、小売・消費者段階で1人当たり食品廃棄物を半減」		パッケージ廃棄物規制を改正(Directive (EU) 2015/720) ・レジバッグに関する規定を改定: 再利用率の低い薄手レジバッグ(50ミクロン未満)の使用量を削減、等
2015年		2015年	調査研究プロジェクト「REFRESH」開始(~2020年) ・EU「Horizon 2020」の助成による・「回避可能な食品廃棄物の削減」と「食品資源の価値化向上」に焦点
			EC「新・循環型経済パッケージ」を採択・「循環型経済に向けたEUアクションプラン」と、関連法規制(改正法)による、EUの包括的な戦略計画・EUでのSDGs達成のための計画策定・主要テーマは「廃棄物マネジメント」:「焼却・埋め立ての削減」「自治体廃棄物やパッケージ廃棄物等におけるリユース/リサイクルの推進」

英国		フランス	
	「The Waste (England and Wales) (Amendment) Regulations 2014」(2012年法を改正) ・廃棄物輸送に関する手続きを簡便化。オンライン申請の導入も		「廃棄物発生抑制のための国家プログラム2014-2020」(第3次)を策定 ・「循環型経済」への転換を目指すための計画: 取組みの「13の軸」の1つ「食品廃棄物」について、6の方策を提示・2008年のEU Directiveに基づいた国の施策を更に推進:「ヒエラルキー」最上階層の「発生抑制」重視・2013年の「協定」とともに、食品廃棄物削減の具体的な取組みを進める・数値目標「廃棄物(DMA)を2020年までに7%削減」(2010年比)
2014年		2014年	「第2回 食品廃棄物削減のための国民デー」 ・ドギーバッグの仏語呼称を「Le Groumet bag」 とすることを決定。ロゴマーク画像等もWeb上で 提供
			「廃棄物削減・価値化計画 2014-2020」 ・「循環型経済」の柱となる4目標を提示: 「廃棄物の発生抑制・再利用による削減」「不可避な廃棄物の価値化」「価値化出来ない廃棄物のエネルギー化」「焼却削減」 ・1人当たり廃棄物(DMA)発生量、非有害廃棄物のリサイクル量・廃棄量等に関する数値目標を設定
	「Social Action, Responsibility and Heroism (SARAH) Act 2015」 ・善意の第三者に対する免責規定: 寄付促進 にも影響		議員Guillaume Garot 氏が、報告書「食品廃棄物削減:公共政策への提案」を提出・2016年採択の法案検討のための分析・提案書
2015年		2015年	「Green growthのためのエネルギー転換法」を 採択 ・第4条「廃棄物削減と循環型経済の促進」: エコ商品・パッケージ開発、消費者啓発(食用 可能期間等)、グリーン素材レジ袋への切替え 等

(次頁に続く)

(前頁より続く)

国際機関		欧州(EU)	

	英国		フランス	
	「Courtauld Commitment 2025」開始(~2025年) ・消費者: 回避可能な食品廃棄物の削減・企業: サプライチェーンでの効率性追求、廃棄物削減、不可避な食品廃棄物の価値化推進による体質強化		「グルネル法第 法」を施行 ・「年10トン超(150~200食/日相当)の有機廃棄物を排出するレストラン(オーナー)」に対し、 ごみの分別を義務付け	
2016年		2016年	「食品廃棄物削減に関する法案(1)」(no. 2016-138)を大統領が公布 ・2013年の「協定」推進のための法的な規定。 フランスの食品廃棄物削減の「法的」な枠組を設定 ・4段階の「ヒエラルキー」を提示 ・食品流通業に対する、消費可能な未販売食品の廃棄・破壊(漂白等)の禁止。違反の場合、罰金€3,750 ・食品小売業の店舗(一定面積以上)に対する 慈善組織との寄付協定締結の義務付け。国の法律による寄付義務付けは、世界初	

出所: 流通経済研究所「米国・欧州における食品廃棄物削減に向けた食品製造業と流通業による取組み・連携の内容・効果分析と、それらを踏まえたわが国の今後の方策の検討」(平成 27 年) pp19-20 の図を加筆・修正